「竹原火力発電所新1号機設備更新計画 環境影響評価書」 の届出について

当社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「竹原火力発電所新1号機設備更新計画 環境影響評価書」(以下、「評価書」という)を経済産業大臣に届出ましたので、お知らせします。

今回、届出を行った評価書は、環境影響評価準備書手続きでのご意見、勧告を踏まえ、記載事項に変更を加えて作成し、経済産業大臣に審査頂くものです。

なお、経済産業大臣から評価書の変更を行う必要がない旨の通知(確定通知)を受けた時は、評価書およびこれを要約した書類を広島県知事、竹原市長、三原市長に送付するとともに、1ヵ月間の縦覧を実施致します。

<参考>

本事業の実施にあたっては、電気事業法および環境影響評価法に基づく手続きが必要であり、これまで下記のとおり手続きを進めています。

平成22年12月21日 環境影響評価方法書の届出 平成25年 5月14日 環境影響評価準備書の届出 平成25年12月11日 環境影響評価書の届出

以上